

## 令和6年度ライフステージに対応した食育講座等企画運営業務仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度ライフステージに対応した食育講座等企画運営業務（以下「委託業務」という。）

### 2 委託業務の目的

県民が生涯にわたって健全な食生活を実践していくため、あらゆる世代やライフスタイルに応じた食育講座等を実施するとともに、食育の取組を広く周知する。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

### 4 委託業務内容

県民のライフステージに対応した食育講座等に係る次の業務を実施する。

#### (1) 子育て世代を対象とした食育動画の作成・配信

県内在住の子育て世代（主に就学前の子供のいる世代）を対象に、食育の知識を深め、家庭での調理や家族で食卓を囲む機会を促す食育動画を作成・配信する。実施に当たっては、以下の要素を含めること。

ア 動画はテーマの異なる3分以上の動画を5種類以上作成することとし、子育て世代向けの食育活動として効果的なテーマ及び対応する講師を提案し、実施すること。

イ 子供の検診等の際に活用可能な動画視聴を促す資材を10,000部以上作成し、市町村等に配布すること。

ウ 動画の配信は、県が指定する動画サイト（YouTubeを想定）のアカウントで行うこと。

エ 動画視聴者へのアンケートの実施及び取りまとめを行うこと。視聴者数及びアンケート回答率を高める工夫をすること。

#### (2) 農業高校生等による園児対象の食農体験講座の開催

県内の園児を対象に、農作物の栽培から加工までの一連の流れを体験し、食や命の大切さを実感する機会とするとともに、農業高校生が講師を務め、農業や食育の意義を考える機会となる講座を開催する。講座の開催に当たっては、以下の要素を含めること。

ア 講座は県内農業高校において合計4回以上実施すること。なお、実施校は青森県農林水産部食ブランド・流通推進課（以下「食ブランド・流通推進課」という。）が募集・選定を行うこととし、対象保育園の募集、取りまとめは受注者が行うこと。

イ 開催に当たって、農業高校生自らが企画・運営することを原則とし、必要に応じてサポートを行うこと。

#### (3) あおもり食命人による児童対象の調理講座の開催

県内の小・中学校の児童・生徒を対象に、「あおもり食命人」による食の知恵やマナー、地産地消等の食育を学ぶ機会となる調理講座を開催する。講座の開催に当たっては、以下の要素を含めること。

ア 講座は、県内の小・中学校で合計6回以上実施することとし、県内全域での開催

となるよう実施校の募集、取りまとめを行うこと。

イ 講師及び講座内容の選定に当たっては、「あおもり食命人ネットワーク」と調整すること。

#### (4) 高校生対象の調理講座の開催

県内の高校生を対象に、進学や就職後すぐに健全な食生活の実践のため、自炊生活に取り組むことができる知識や技術を習得する調理講座を開催する。講座の開催に当たっては、以下の要素を含めること。

ア 講座は、県内高校において合計6回以上実施することとし、県内全域での開催となるよう実施校の募集、取りまとめを行うこと。

イ 開催に当たって、「あおもり食育サポーター」をボランティアスタッフとして1人以上活用すること。ボランティアスタッフには、実費相当分の旅費を支払うこと。

ウ 開催後にアンケートを実施し、取りまとめを行うこと。

#### (5) 「共食の場」での食育出前講座の開催

子ども食堂や高齢者サロン等の「共食の場」において、調理講座や食育講話などニーズに応じた出前講座を開催する。講座の開催に当たっては、以下の要素を含めること。

ア 講座は、合計6回以上実施することとし、参加者の募集、取りまとめを行うこと。

イ 募集に当たって、「共食の場」での食育活動として効果的なテーマ（3つ以上）及び対応する講師を提案すること。

ウ 開催後にアンケートを実施し、取りまとめを行うこと。

#### (6) 管理栄養士による働き盛り世代への食生活改善セミナー等の開催

県内企業を対象に、管理栄養士による社員の食生活改善につながる集合型の講座及び動画視聴型の講座を開催する。講座の開催等に当たっては、以下の要素を含めること。

ア 集合型の講座は、県内企業10箇所以上で開催し、動画視聴型の講座は、食育や食生活改善に関連したテーマの異なる内容の15分以上の動画を3種類以上作成し、開催すること。なお、集合型、動画視聴型それぞれについて、企業の募集、取りまとめを行うこと。

イ 動画の配信は、県が指定する動画サイト（YouTubeを想定）のアカウントで行うこと。

ウ 講師及び講座内容の選定に当たっては、「公益社団法人青森県栄養士会」と調整すること。

エ 開催後にアンケートを実施し、取りまとめを行うこと。

#### (7) 野菜と果物の摂取を促すキャンペーンの実施及び食育指導者向け研修会の開催

県民を対象に、野菜と果物の摂取量増加を促すキャンペーンの実施及び食育指導者等を対象とした研修会を開催すること。実施に当たっては、以下の要素を含めること。

ア 県民の野菜と果物の摂取量増加につながるキャンペーンの手法を提案し、実施すること。

イ キャンペーンは3か月以上実施することとし、県内小売店、飲食店、産直施設等が取り組みやすい内容とすること。

ウ テレビCM等を活用し、県民に野菜と果物の摂取の必要性が訴求できる効果的な

情報発信を行うこと。

エ 県内の食育指導者等を対象に、野菜と果物の摂取量増加に向けた取組を実施する場合の知識や技法についての研修会を1回以上開催すること。開催後は、アンケートを実施し、取りまとめを行うこと。

(8) YouTube等の活用による効果的な情報発信

YouTube等の動画サイトやウェブメディア等を活用し、県民の食育への理解が深まり、健康的な食生活への意識向上及び取組の実践につながる情報発信の手法を提案し、実施すること。情報発信の実施に当たっては、効果検証のため、視聴後のアンケート等を実施すること。

(9) 各種手続き等

講座等の開催に当たって、講師の選定（指定している場合を除く）、講師依頼、講師等への謝金等支払、消耗品等支払、機材準備・設定、会場確保、会場設営については、受注者が行うこと。

(10) 成果品の提出

業務完了後、履行期限までに下記を成果品として提出すること。

ア 作成した啓発資材及びデータ

イ 作成した動画データ

ウ 「4 委託業務内容」に掲げる業務について取りまとめた報告書（様式は任意）

## 5 著作権

(1) 受注者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責めにおいて解決するものとする。

(2) 成果品については、その著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。

ただし、成果品に含める受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用して成果品に類似した製品を作成することを妨げない。

(3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県が県の業務に使用する場合において、受注者の承諾なく自由に使用できるものとする。

(4) 受注者は、県及び県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使できないものとする。

## 6 その他

(1) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。

(2) 委託業務の実施に当たっては、受注者は食ブランド・流通推進課と連絡調整の上、行うものとする。

(3) 本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、食ブランド・流通推進課と協議の上、決定すること。

(4) 本業務は国の交付金を活用しているため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合がある。